

## 1. 総則

1.1 本購買基本約款は、物品供給者又はサービス提供者（以下「受注者」という）と発注元のBASFグループ会社（以下「発注者」という）との間における物品およびサービスの取引に関する（将来の）全ての契約の不可欠な一部を成す。本購買基本約款は、他の取引条件が受注者と発注者との間で書面をもって合意されていない場合に、かかる合意のない範囲で適用される。受注者による物品の供給、又は受注者によるサービス提供の開始は、受注者が本購買基本約款を無条件に受け入れたことの証拠となる。

1.2 受注者の一般取引約款等は、発注者が当該条件を書面で明示的に受諾した場合に限り、かつ、発注者が受諾した範囲でのみ適用される。受注者の一般取引約款等が記載されており又は受注者の一般取引約款等に言及している受注者からの通信文を発注者が参照した場合であっても、かかる参照の事実をもって、発注者が受注者の一般取引約款等が契約に適用されることを受諾したものとみなされない。本購買基本約款から逸脱し又は本購買基本約款に矛盾する受注者の一般取引約款等に基づき物品／サービスを納入したと受注者が主張していることを知りながら発注者が当該物品／サービスを合格と判定した場合にも、受注者の一般取引約款等は適用されない。

## 2. オファー

2.1 オファー及び価格見積もりは無償とし、発注者の側のいかなる義務も発生させない。

2.2 受注者は、自己のオファーと発注者の引合いとの間の一切の相違点を、当該オファーにおいて明示するものとする。ある引合いに関し、技術的又は経済的に優れている代替的オファーを受注者が有する場合、受注者は、当該オファーを発注者に対して追加提示するものとする。

2.3 オファーは明確、詳細かつ完全でなければならない。

## 3. 納期、物品納入／サービス提供の変更

3.1 受注者は、合意された納入期日又はサービス提供期日を遵守しなければならない。物品の納入の場合、かかる遵守には、必要な出荷書類を添付して、発注書において指定された宛先（以下「仕向地」という）に宛てて、瑕疵のない物品が、発注者の正規営業時間内に、発注者に納入されることが必要である。組立て／サービスを含む納入が合意されている場合、契約に定められているとおりに組立て／サービスが適切に行われていない限り、瑕疵のない物品が納期内に納入されたとはみなされない。物品を分割して納入し又はサービスを分割して遂行すべき場合、契約は、分割可能な取引ではなく、不可分な単一の取引として取り扱われる。正式な検収手順が法律に定められており又は契約に規定されている場合、両当事者は、所定の検収時期を遵守するものとする。物品の期日前納入／サービスの期日前提供、又は物品の部分納入／サービスの部分提供は、発注者の書面による事前の同意を必要とする。

3.2 受注者は、契約上の義務の全部若しくは一部を履行できないこと又は契約上の義務を所定の期限内に履行できないことを認識した場合には、その旨を直ちに発注者に対し書面で通知しなければならない。かかる通知には、遅延の理由が記載されなければならない。また、納入時期がどの程度遅延すると予想されるかも記載されなければならない。物品の納入遅延若しくは部分納入又はサービスの提供遅延若しくは部分提供を発注者が受け入れることは、物品の納入遅延若しくは部分納入又はサービスの提供遅延若しくは部分提供によって生じる発注者の権利又は請求権の放棄には該当しない。発注者は、発注者が有する他の救済手段が損なわれることなく、その後いつでも、契約を解除することを選択することができる。

3.3 納入されるべき物品又は提供されるべきサービスの変更は、発注者の書面による事前の同意を必要とする。

3.4 受注者による契約履行を可能にするために発注者が何らかの文書を作成する場合、受注者は、契約に従って発注者が提供すべき当該文書又はその他のサポートを適時に求めるべき責任を負う。

## 4. 持続可能性

4.1 発注者は、「持続可能な開発」原則に従って事業を行っており、労働衛生安全、環境保護、労働者の権利、人権及び責任あるコーポレートガバナンスに関する国際的に認められた基本的基準（以下「ESG基準」という）を遵守している。発注者は、発注者によるESG基準の理解に関してサプライヤー行動規範（<http://www.basf.com/supplier-code-of-conduct>）において述べている。発注者は、受注者がESG基準を遵守することを期待する。さらに、発注者は、受注者に対し、その全ての下請業者（層次を問わない）によるESG基準の遵守を同様に確保するよう受注者に求める。発注者は、発注者自身で又は発注者の委託先である第三者を通じ、事前の通知のうえでESG基準の遵守状況を確認する権利を有する。

4.2 契約履行中、受注者は、契約に定められている労働衛生安全及び環境保護に関する発注者の要求事項を遵守しなければならない。

## 5. ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法に基づく法令上の要件

発注者は、人権に対するリスク若しくは環境関連のリスクを未然に防止し若しくは最小限にとどめるため、又は人権関連若しくは環境関連の義務の違反を終わらせるため、人権関連及び環境関連の一定のデューディリジェンス義務を遵守すべき義務を負っている。「人権に対するリスク」、「環境関連のリスク」（これらを総称して以下「本件リスク」という）、「人権関連義務の違反」及び「環境関連義務の違反」（それらの義務を総称して以下「本件義務」という）という用語は、随時改正された後におけるドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法（以下「法」という）（Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz）（法の現行英語版を、以下のリンク先でダウンロードすることができる：[https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Internationale/s/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf;jsessionid=4A2F3D30F171DA0D751EEC4B1B9A5111.delivery1-master?\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Internationale/s/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf;jsessionid=4A2F3D30F171DA0D751EEC4B1B9A5111.delivery1-master?_blob=publicationFile&v=3)）における定義と同じ意味を有する。

受注者は、法に定められている本件義務を遵守するものとし、また、この期待事項（以下「本件期待事項」という）を自社のサプライチェーンにおける自社のサプライヤーに対して適切に伝えるものとする。特に、受注者は、本件リスクを未然に防止し又は最小限にとどめること、及び本件義務の一切の違反を終わらせることに同意する。さらに、受注者は、本件期待事項を遵守するよう自社の役員及び従業員に指示すること、並びに、本件期待事項の遵守に関する研修を自社の役員及び従業員に対して行うことに同意する。受注者は、発注者の求めに応じ、発注者が実施する研修に参加するものとする。

発注者は、本条に基づく義務の受注者による遵守を確保するため、書面による事前の通知のうえ、発注者自身で及び／又は委託を受けた第三者（以下「監査人」という）を通じて監査（以下「本件監査」という）を行う権利を有する。受注者は、本件監査のために発注者及び／又は監査人が合理的に求める全てのデータ、ドキュメント及びその他の情報（書面形態、口頭形態

及び／又は電子形態のいずれかを問わない) を、発注者及び／又は監査人に提供するものとする。

受注者又は受注者の委託先若しくはサプライヤー（層次を問わない）による本件義務の違反の疑い又は証拠を発注者が発見した場合、受注者は、発注者が書面をもって合理的に求める適正な是正措置を実施し、又は、当該委託先若しくは当該サプライヤーに実施させるべき義務を負う。

発注者が求めるときには、受注者は、不当な遅滞なく次のことを行うものとする：(i)本件義務の一切の違反を終わらせるための是正措置計画（かかる計画の具体的な日程表を含む）（以下「是正構想」という）を、発注者ととも策定すること、及び(ii)是正構想を実行するために発注者が単独の合理的裁量で求める措置を講ずること。

(i)受注者が本条に基づき義務を遵守しなかった場合、(ii)本件期待事項の著しい違反があった場合、又は(iii)是正構想の実行により、本件義務の違反が、是正構想に定められている日程枠内で是正されなかった場合、発注者は、本約款に基づく契約を直ちに解除する権利を有する。

## 6. 品質

受注者は、有効な品質保証を実施及び維持するものとし、求められた場合には、これを発注者に対して証明するものとする。この目的のため、受注者は、ISO 9000以降に従う要素を備えた品質保証システム、又は同等の基準に従う類似のシステムを用いるものとする。発注者は、発注者自身で又は発注者の委託先である第三者を通じ、事前の通知のうえで受注者の品質保証システムを検査する権利を有する。

## 7. 検査及び合否判定

**7.1** 発注者及び発注者から権限を委任されている代理人は、契約に基づき供給されるべき物品の品質が発注者に対して一層保証されるよう、合理的な通知期間を設けて事前に通知したうえで、物品が製造されている受注者の事業所を、正規営業時間中に検査する権利を有する。受注者と発注者は、かかる検査の結果として各自に発生する費用を負担するものとする。

**7.2** 発注者が物品等の一部を検査すること又は発注者が検査をしないことは、全ての契約条件に従って物品等を納入すべき受注者の義務に対していかなる影響も及ぼさないものとし、かかる部分的検査をすることも、検査をしないことも、発注者が有する契約上又は法律上の権利の放棄に当たらない。

**7.3** 物品及びサービスの全部又は一部が合格と判定されたときには、かかる判定は、発注者が発行する合格証において（又は両当事者が書面をもって合意したその他の方法で）明文化されるものとする。物品及びサービスの全部若しくは一部を使用し若しくは合格と判定し、若しくは物品及びサービスの全部若しくは一部の代金を支払うこと、又は受注者に速やかに通知しないことは、発注者が本約款に基づいて有する権利の放棄に当たるものでも、かかる権利に影響するものでもない。

## 8. 下請業者の利用

受注者は、発注者の書面による事前の同意を得た場合に限り、第三者（特に、下請業者）を使い又は代行させることができる。受注者は、最初から契約履行のために下請業者を使おうとする場合には、オファーの提示時にその旨を発注者に通知しなければならない。受注者が負う契約上の義務は、下請行為によって変更されない。

受注者は、(i) 本購買基本約款において要求される事項を自己の下請業者に遵守させるものとし、(ii) 自己の下請業者の作為又は

不作為についての責任を、発注者に対して依然として負うものとする。

## 9. 引渡し、出荷、包装、危険負担の移転

**9.1** 別段の合意がない限り、物品の引渡しは、「DAP（仕向地持込渡し）条件（2020年版インコタームズ）」で行われるものとする。別段の合意がない限り、納入される物品には、合意済みの仕様に従った納品書、パッキングリスト、洗浄証明書及び検査証明書、並びにその他全ての必要書類が、2部ずつ添付されるものとする。わかっている場合には、以下の事項が全ての出荷書類に記載されなければならない：発注番号、梱包重量及び正味重量、荷口数、包材の種類（使い捨て／再利用可能）、完成日、仕向地（荷降ろし地点）及び荷受人。プロジェクトについては、完全なジョブ番号及び組立棟も記載されなければならない。

**9.2** 第三国での引渡し（輸入）の場合、発注者は、記録上の輸入者となり、受注者は、輸入国の関税法規において要求されることに従い、真正な輸入申告書を作成して税関当局に提出するために必要な全ての書類及び情報を提供して発注者を支援するものとする。

**9.3** 受注者は、米国の規制対象含有物の割合について発注者に対し書面で通知するものとする。

**9.4** 受注者は、輸送中、発注者の利益を守るものとする。輸送中の損傷を防止するため、物品は、仕向地用に承認された包材で包装されなければならない。受注者は、不適切な包装によって生じる一切の損害について、制定法上の規定に基づき賠償責任を負う。

**9.5** 国内引渡しの場合、受注者は、発注者が求めるときには、蓄積した外装材、輸送用及び販売用の包材を、納品後に仕向地から回収して処分するか、又は第三者にこれを行わせるものとする。

**9.6** 受注者は、危険物を、適用される国内法令及び国際法令に従って包装、表示及び出荷するものとする。安全性データシート（英語及び／又は発注者が要求するその他の言語で記載されたもの）が、発注者に引き渡されるものとする。受注者は、これらの要件を遵守しなかった場合には、それによって生じる全ての結果について、関係当局に対する責任を問われることがある。

**9.7** 受注者は、契約に定められている物品が**9.1**項及び**9.2**項に定める書類と共に仕向地に到着するまでその滅失・毀損の危険を負担するものとする。組立て／サービスを含めた納入に両当事者が合意済みである場合、滅失・毀損の危険負担は、組立て／サービスが契約に従って適切に完了し、当該物品が引き渡された後、発注者に移転する。

**9.8** 正式な検収が法律又は契約に定められている場合には、発注者による検収をもって危険負担が移転する。正式な検収が合意された場合、発注者が合格証において検収を確認するまでは、滅失・毀損の危険負担は受注者から発注者に移転しない。請求残高が支払われることは、正式な検収にとって代わるものではない。

## 10. 物品の原産地及びステータス

**10.1** 受注者は、商業書類において物品の非特惠原産地（原産国）を申告する。さらに、受注者は、該当する場合には**A.TR movement certificate**を提供する。発注者の求めがあれば、受注者は、物品の原産地を明示した証拠／原産地証明書を提供するものとする。

**10.2** 引渡しの特恵貿易の範囲に該当する限り、発注者が購入する物品は、二国間協定若しくは多国間協定に従って定められ

ている特惠原産国に関する規則、又は一般特惠関税制度（GSP）に従って定められている原産地に関する国内規則を遵守しなければならない。

## 11. 物品納入／サービス提供の条件、苦情、契約不適合がある場合の権利

**11.1** 受注者は、契約不適合（特に、合意された物品およびサービスの仕様への不適合）のない物品及びサービスを納入すべき責任を負い、また、保証された特性及び機能が存在することを確実なものにすべき責任を負う。さらに、受注者は、物品及びサービスが現行の技術水準を満たすとともに、工場安全、産業医学及び労働衛生に関して広く認められている基準が適用される場合には、かかる基準を満たしており、相当の注意を払って適任の人員により納入され、仕向け地における関わりのある全ての法規制に適合していることを、保証する。機械、設備又はプラントが納品物である場合、当該納品物は、契約履行の時点で機械、設備及びプラントに適用される特別な安全要件を満たすものとし、また、当該納品物にはCEマークが表示されているものとする。

**11.2** 受注者は次の各号に示す事項を保証する。

(a) 受注者、受注者の従業員及び／又は代理人及び／又は下請業者のいずれも、発注者の取締役、役員又は従業員に対して贈答品の提供を申し出たことがなく、将来においても贈答品の提供を申し出ない。

(b) 受注者は、契約履行に必要であり又は納入される物品及びサービスの利用のために必要である全ての許認可、認証及び免許を準備する。

(c) 全ての物品、サービス及び書類が、第三者の先取特権、担保権、質権又は制限に一切付されていない状態で納入又は交付され、発注者は、かかる物品、サービス及び書類に対し有効な所有権を有することとなる。

(d) 物品及び／又はサービスの数量、品質及び仕様は、契約に適合しており、又は発注者が同意したとおりである。発注者は、契約に適合していない物品又はサービスの受領を拒否することができ、納入若しくは遂行の後に物品又はサービスを検査するための合理的期間が経過するまで（又は、これより後の場合には、契約不適合を発見してから60日間）は、当該物品又はサービスを合格と判定したとみなされない。

(e) 受注者は、物品の製造、包装、梱包、販売及び納入並びにサービスの提供に関連する全ての適用法令を遵守する。

(f) 物品及びサービスは、発注書並びに発注書に組み込まれている図面及び仕様書において裏付けられる、意図された用途に適する。

**11.3** 契約不適合がある場合、発注者は、適用される法律に従って当該契約不適合の修補を要求する権利を有する。修補方法は、発注者の裁量によるものとする。修補場所は、発注者の選択により、仕向け地、又は（検収が法律上要求され若しくは契約上合意された場合には）検収場所、又は（その他の物品引渡し場所が契約締結の時点で受注者に分かっていた場合には）その他の物品引渡し場所とする。受注者は、修補の費用（組立て、解体及び輸送の費用の全てを含むが、これらに限らない）を負担するものとし、また、全ての点で発注者の指示及び要求事項に従って修補を行わなければならない。(i)修補が然るべき期間内に行われなかったとき、(ii)修補が失敗したとき、又は(iii)修補のための猶予期間を定める必要がないときには、発注者は、契約不適合がある場合における法律上の追加の権利を主張することができる。

**11.4** 修補が然るべき期間内に行われなかった場合、修補が失敗した場合、又は修補のための猶予期間を定める必要がない場合、発注者は、第11.3項に定める権利に加え、受注者の費用負

## アジア太平洋地域に所在する BASF グループ会社の購買基本約款

担及び責任において当該契約不適合を発注者自身で修補し、又は第三者にこれを行わせる権利を有する。その場合、発注者は、結果的に発注者に発生した費用及び／又は発注者が被った損害の補償を受注者に要求する権利を有する。不合理な程高額な損害が発生する危険があり、受注者に連絡がつかない場合には特に、修補のための猶予期間は不要である。さらに、適用法令が適用される。受注者が制定法上負う契約不適合責任に関する、又は保証に基づく発注者の追加的権利は、影響されないものとする。

**11.5** 保証に基づく請求は、危険負担の移転後30か月以内に当該請求が提起された場合に有効とする。ただし、これより長い請求期間が法律で定められている場合には、この限りでない。修補された物品又は再度提供されたサービスの保証期間は、契約不適合に関する苦情が寄せられたから、当該契約不適合が修補されるまでの期間に相当する期間にわたって延長されるものとする。書面による明示的放棄がない限り、発注者は、保証に基づき請求を提起する権利を放棄したとみなされない。

## 12. 財産権の侵害

受注者は、契約に従っての物品納入及び／又はサービス提供並びに発注者による当該物品／サービスの使用が第三者の特許権又は著作権若しくはその他の財産的権利を侵害することがないようにする責任を負う。上記の財産権侵害の結果発注者が第三者から損害賠償等の責任を問われる可能性があり、それが受注者による義務違反に基づく場合、受注者は、法律上の他の請求にかかわらず、当該第三者請求について発注者を補償するものとする。この場合、受注者は、財産権の侵害の未然防止及び／又は是正の際に発注者に発生したライセンス料、費用及び料金を負担するものとする。

## 13. 納入遅延

**13.1** 受注者が、物品／サービス（関係書類を含む）の全部又は一部を、発注者の注文において指定された納期どおりに納入しなかった場合、発注者は、納入の延期に書面をもって同意することがある。この場合、納入が遅延した物品又はサービスの価格は、7日につき0.5パーセントの割合で減額される。ただし、減額の合計は、総契約金額の5パーセントを超えないものとする。7日未満の日数は、7日とみなす。

**13.2** 第9.2項に関連して、真正な輸入申告書の作成及び提出のために必要な書類及び／又は情報が、指定場所への注文品の到着時に、通関手続用に受注者から提供されなかった場合、発注者は、輸入申告書が作成されて関係当局に提出されるまでの間に発生した費用のうち、当該書類及び／又は情報が提供されていなかったことによって発生した合理的費用（ただし、明文化され、かつ、立証された費用に限る）の一切を、受注者から回収し若しくは受注者への支払金額から差し引き、又はかかる回収と差し引きとの両方を行うことができる。なお、本項は、第13.1項の適用を妨げない。

**13.3** 本約款に基づく権利が一般法に基づく権利かを問わず、納入遅延から生じる発注者のいかなる権利（契約解除権を含む）も、本条のいかなる規定によっても損なわれない。

## 14. 一般賠償責任、保険

**14.1** 受注者は、発注者による注文品の使用又は販売、受注者から提供された書類又は情報の発注者による使用、及び受注者、受注者の従業員、受注者の代理人若しくは下請業者又はその従業員によって提供されたサービスの発注者による利用の結果として生じた以下のいずれかの事項に起因又は関連して発生する全ての責任、損失及び費用（弁護士報酬を含む）（以下「請求等」という）について、発注者を防護・補償・免責するものと

する：(i)受注者又は発注者の従業員を含めた人の負傷又は死亡、及び(ii)第三者又は発注者の財物の滅失又は損傷。

**14.2** 複数の受注者が同一の作業に共同で携わっており又は相互に独立して携わっている場合において、どの受注者が損害を招いたかを決定することができないときには、各受注者は、損害全体について連帯して発注者に対する賠償責任を負うものとする。

**14.3** 受注者は、第三者からの一切の請求について発注者を免責・補償するものとする。この義務の範囲は、第三者からの請求の結果として発注者に発生する一切の費用（訴訟費用、裁判に係る事務手数料、弁護士報酬、調査料金、賠償金、科料・罰金全般を含むが、これらに限らない）に及ぶ。受注者に関しての第三者による行為又は過失の結果として受注者が損害を被った場合、受注者は、発注者に対して賠償請求することはできず、当該第三者に直接に賠償請求するものとする。

**14.4** 第14.1条から第14.3条までの適用を損なうことなく、受注者は、受注者（又は受注者が代理責任を負う下請業者若しくは代理人）の責に帰すべき損害を対象とする十分な賠償責任保険を、自己の費用負担で付保・維持するものとし、発注者に対する求償権を放棄するものとする。要求があれば、個々の損害発生事例毎の付保額の証拠が、発注者に提供されるものとする。受注者が負う契約上及び法律上の賠償責任は、受注者が掛けている保険の付保範囲及び金額によって影響されない。

## 15. 支払請求、支払い

**15.1** 合意価格は、適用される一切の消費税等の付加価値税を除いた価格である。請求書は、納入済みの物品及び提供済みのサービスに関して発行される。請求書は、納品物／サービスに適用される国内の付加価値税法規に従って法律上の支払請求要件に適合しているものとする。セルフビルディング（入庫／請求自動決済）が合意された場合、受注者は、適用される付加価値税法規に基づき要求される、予め指定された全てのデータを、発注者に送付しなければならない。

**15.2** 受注者は、注文1件毎に、監査可能な請求書を提出しなければならない。請求書には、請求対象とされる納品物／サービスに関する法律上必要な全ての情報が記載されなければならない。請求書には、発注者の発注番号が欠けるとともに記載されなければならない。また、受注者の納品書番号が適用される場合には、納品書番号も記載されなければならない。完了済み作業の証明書及びその他一切の記録が、請求書と共に提出されるものとする。請求書は、それに記載されている物品に関する発注書にある情報、価格、数量、発注品及び品番と合致していなければならない。請求書は、発注者が発注書において指定する請求先住所に宛てて送付されるものとする。

**15.3** 別段の合意がある場合又は適用ある法律のもとで別段に要求される場合を除き、発注者の支払期間は90日とし、この期間は、付加価値税に関する要求事項を満たす請求書が請求先住所において受領された時点から起算される。セルフビルディングの場合、支払期間は、クレジットメモ（貸方票）の発行日から起算される。支払いは、契約に適合しているとの判断が下されること及び納入された物品／提供されたサービスが完全であることを条件として行われる。

**15.4** 発注者による支払いは、取引条件又は価格を受け入れることを示すものではなく、また、行われた納入／提供されたサービスと合意されたものとの相違に関して発注者が有する権利、発注者の検査権、及びその他の理由により請求書に不備があると判断することができる発注者の権利の放棄に当たるものではない。

## 16. 契約譲渡、移転、社名変更、相殺、留置

**16.1** 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得た場合に限り、発注者との契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡することができる。

**16.2** 受注者は、法律に基づく契約譲渡及び自己の商号の変更を、発注者に対し書面で直ちに通知しなければならない。

**16.3** 発注者は、受注者から事前の同意を得ることなく、受注者との契約に基づく権利及び義務を、ドイツのLudwigshafen (Rhine)に所在するBASF SEに対し、又は議決権付き有価証券の50パーセント以上の所有によってか契約によってかその他の手段を通じてかを問わずBASF SEにより直接若しくは間接的に支配されており若しくは同社と共通の支配下にある事業体に対し、いつでも譲渡することができる。

**16.4** 受注者は、異議が唱えられておらず又は裁判所の判決によって確定した債権のみを相殺することを許される。ある債権を根拠とする留置権が有効とみなされる場合において、当該債権が同一の契約関係に由来するときに限り、受注者は、当該留置権を有する。

## 17. 契約解除 - 契約取消

**17.1** 継続的義務の履行に関する契約の場合、発注者は、正当な理由により当該契約を通知なしで一方的に解除することができる。ただし、発注者が、適切に納入済み又は履行済みであるものの対価を受注者に支払うとともに、受注者の証明する解除に伴う費用を、受注者に対して補償することを条件とする。逸失利益又はその他の派生的損害については、いかなる補償金も支払われないものとする。

**17.2** 以下のいずれかの場合、発注者は、通知なしで契約を一方的に解除することができる。

(a) 受注者が当該契約に基づく義務のいずれかを履行せず、かつ、書面による催告の受領後、発注者が定めた合理的期間内に当該不履行が是正されなかった場合

(b) 受注者が破産し、債務の弁済期限が到来したときに当該債務を弁済できず、倒産手続若しくは清算手続の対象となるおそれがあり、若しくはかかる手続が係属中であり、又は受注者が事業を廃止した場合

(c) 物品若しくはサービスの購入若しくは利用が、法律上の若しくは公的な規制により全面的若しくは部分的に許されておらず又は許されなくなる場合

(d) 受注者（又はその下請業者）が第4.1項に言う基準（例えば、児童労働及び強制労働に関連する基準）に違反している場合  
発注者が正当な理由により注文を解除し、かつ、受注者とのその他の既存契約を同一根拠により維持できない場合にも、発注者は、注文解除の時点で存在する他の契約及び未履行の契約を、按分計算方式で解除する権利も有する。この場合、受注者は、損害賠償金、費用償還又は報酬を追加請求することができない。

**17.3** 契約解除、正当な理由による契約解除及び契約取消に関して発注者に法律上与えられる追加の権利は、この第17条によって影響されない。

**17.4** 契約解除の場合、受注者は、当該契約の範囲内で及び／又は当該契約を履行するために又は当該契約を理由に入手した一切の文書、記録、プラン又は図面を、躊躇なく発注者に引き渡さなければならない。これらの要求事項は、契約取消の場合にも同様に適用される。

## 18. 契約解除の場合の受注者の撤去義務

契約解除の場合、受注者は、発注者の構内で使用及び／又は保管している設備、工具及び機器を、契約解除の理由にかかわらず、自己の費用負担で直ちに撤去しなければならない。受注者の作業により生じた廃棄物又は残材は、受注者が自己の費用負担で速やかに搬出し、適切に処分しなければならない。受注者

がこれに関する義務を履行しなかった場合において、かかる撤去・搬出・処分作業が合理的期間の経過後にも未完了であるときには、発注者は、これを自ら行い又は第三者に行わせ、かつ、発生した費用を受注者に請求することができる。これらの要求事項は、契約取消の場合にも同様に適用される。

#### 19. 書類、秘密保持、使用権

**19.1** 受注者は、契約上の履行期限を超えないよう、合意済みの数量のプラン、計算書及びその他の書類を発注者に提供しなければならない。

**19.2** 発注者がいずれかの書類を検討し又は検討しなかったことにより受注者は、契約上のいかなる責任も免除されない。

**19.3** 発注者から受注者に提供される一切の模型、サンプル、図面、データ、資料及びその他の書類（以下「発注者書類」という）は、発注者の所有財産であり続けるものとし、何時であれ発注者から要求があり次第、発注者に返却されなければならない。受注者は、発注者書類を保持する権利を有しない。受注者は、全ての発注者書類に対する発注者の財産的権利を守らなければならない。

**19.4** 受注者は、契約の範囲内で直接又は間接的に入手した全ての技術情報、科学情報、商業情報及びその他の情報、特に、発注者書類において提供された情報（以下「秘密情報」という）を、秘密に保持すべき義務を負う。受注者は、秘密情報を商業目的で利用し、秘密情報を産業財産権の対象にし、秘密情報を第三者に移転し、又は方法の如何にかかわらず第三者が秘密情報にアクセスできるようにすることはできない。発注者により承認された下請業者が契約履行のために秘密情報を必要とする場合、受注者は、当該情報を当該下請業者と共有することができる。

契約履行以外のいかなる目的のためにも秘密情報を使用することはできない。上記の秘密保持義務は、契約終了後10年間適用され続ける。

**19.5** 上記の秘密保持要件は、発注者による開示より前に受注者が合法的に有していたか、又は合法的に公知となっているか、又は第三者から合法的に入手された情報には適用されない。また、法律上の秘密保持義務を負っている者に対して開示される情報も、上記の秘密保持要件から除外されるが、受注者は、かかる者に秘密保持義務を免除してはならない。上記の例外に該当することの立証責任は、受注者の側にある。

**19.6** 受注者は、自己の従業員及び契約履行のために使うその他の代理人にも、然るべき契約取り決めにより上記の秘密保持規定に従って秘密保持義務を確実に負わせるものとする。要求があれば、受注者は、これらの義務の遵守状況を、発注者に対し書面をもって確認するものとする。

**19.7** 受注者は、入手した秘密情報を消失又は不正アクセスから常に効果的に保護するために必要な、適したあらゆる予防措置及び対策を特段に講じるものとする。これには特に、事業施設、リポジトリ、ITシステム、データ記憶装置及びその他の情報記憶装置（特に、秘密情報を格納しているもの）へのアクセス制限及び立入制限のための必要かつ適切な予防措置を導入・維持することが含まれる。また、本条に従って秘密情報へのアクセスを許された者に対する通知及び指導も含まれる。秘密情報の消失及び／又は権限のない者による秘密情報へのアクセスが起きた場合、受注者は、発注者に対し書面で速やかに通知することを求められる。

**19.8** 受注者は、契約に関連する全てのプラン、図面、グラフィックス、計算及びその他の書類について、場所、内容又は時間に関するいかなる制限もなく、契約上合意されている目的又は契約に従って黙示される目的のため、既知の全ての媒体フォーマット（画像装置、オーディオ装置及びデータ記憶装置に保

存された電子媒体、インターネット媒体及びオンライン媒体を含む）でそれらの書類を無償使用することができる取消不能かつ無条件の権利を、発注者に許諾するものとする。かかる情報は、受注者自身が作成したものか、第三者が作成したものかを問わない（かかる情報を以下「作業成果物」という）。

**19.9** さらに、受注者は、受注者が発注者のみのために作成し又は第三者をして発注者のために作成させた作業成果物を使用・利用する独占的権利を、発注者に許諾するものとし、また、必要な一切の権利を第三者から得るものとする。受注者又は第三者の既存の権利は、これによって影響されない。発注者は、かかる作業成果物（中途の変更及び改訂を含む）の全体又は一部分を使用することができる同一の完全な権利を第三者に許諾する権利も有する。

#### 20. 発表禁止、可分性条項、準拠法、裁判管轄

**20.1** 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得た場合、又は契約履行のためにやむを得ない場合に限り、発注者との取引関係に言及し又は発注者との取引関係を公に開示することができる。

**20.2** いずれかの契約規定又はその一部が無効又は執行不能であることは、契約全体の有効性に影響しない。

**20.3** 契約は、発注者が登記上の事務所を有する国の実体法に基づいて解釈され、かかる国の実体法に準拠するものとするが、(i)1980年4月11日付の「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（以下「CISG」という）及び(ii)上記の国の抵触法原則は除く。

**20.4** 管轄裁判所は、発注者の選択により、発注者の設立地を管轄する裁判所又は適用ある法律に基づく管轄裁判所のいずれかとする。